

内閣参質二一〇第三九号

令和四年十二月二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員塩村あやか君提出困難を抱える女性に対する支援に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

参議院議員塩村あやか君提出困難を抱える女性に対する支援に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、御指摘の「いわゆる「パパ活」をせざるを得ない女性」を含め、困難な問題を抱える女性の自立の支援等を図るため、現在、「若年被害女性等支援事業」や「民間団体支援強化・推進事業」等により、地方公共団体が行う困難を抱える女性に対する自立支援や相談支援等の取組を推進している。また、今後実施する施策については、厚生労働省の令和五年度予算概算要求において、困難な問題を抱える女性に必要な支援につなげるためのポータルサイトの作成や運営に要する経費を計上しているほか、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）の施行に向けた検討を行っている。「困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針等に関する有識者会議」における議論を踏まえて検討していく予定である。

二について

お尋ねの「こども家庭庁にも担当させる」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにしても、性犯罪に対処するための刑事法の整備については、法務省において、必要に応じて関係府省庁との

連携を図りつつ、適切に対処してまいりたい。